

建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習 [登録番号 1-4] ●講習期間 / 2日間 (1日目9:00~17:10 2日目9:00~16:00)

事業者は、高さが5メートル以上であるものの建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業には、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任しなければなりません。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所 (鹿児島市七ツ島)

定員

講習日	令和5年8月28日(月)~8月29日(火)	50名
受付日	令和5年7月31日(月)~8月4日(金)	

受講資格

次のいずれかの経験を有する方

- 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業(「建築物等の鉄骨の組立て等作業」という)に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者

※上記の経験証明を申込書の裏面(P.34)実務経験従事証明書に必ず記入をお願いします。
 (2)に該当される方は、卒業証明書(原本)又は卒業証書の写し(事業者の原本証明が必要)を添付して下さい。

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・ 会員事業所 ⇨ 15,950円 (10%税1,450円込)
- ・ 一般 ⇨ 16,720円 (10%税1,520円込)

内訳

- ・ 受講料 ⇨ 14,300円
- ・ テキスト代 会員 ⇨ 1,650円
- ・ テキスト代 一般 ⇨ 2,420円

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

- 学科 (1)建築物の骨組み又は塔の組み立て解体、変更の知識 (5時間)
 (2)工所用設備等の知識 (1.5時間)
 (3)作業環境等の知識 (1.5時間)
 (4)作業者に対する教育等の知識 (1.5時間)
 (5)関係法令 (1.5時間)
 (6)学科修了試験 (1時間)

人材開発支援 助成金

助成金対象講習 (P28参照)

修了証

所定の講習科目を修了し、学科試験に合格された方に郵送により修了証を交付します。